

和歌山市立貴志中学校育友会会則

- 第1条 本会は、和歌山市立貴志中学校育友会とよび、事務局を学校に置く。
- 第2条 本会は、家庭・学校が一体となり、地域社会の協力のもと、生徒の健全な成長と福祉の増進をはかることを目的とする。
- 第3条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。
1. 会員相互の教養を深め、親睦をはかる。
 2. 地域社会と協力して、生徒のよい教育環境の整備充実につとめる。
 3. 生徒の福祉を増進するため、適正な教育予算を確保することに協力する。
- 第4条 本会は、次の会員で構成する。
1. 本校生徒の保護者
 2. 学校教職員
- 第5条 本会の役員及び任務は次のとおりとする。
1. 会 長 1名 会務を総理する。
 2. 母親代表 1名 市P母親専門部に所属する。
 3. 副会長 8名 会長を補佐し、会長に事故ある時は代理するとともに、部を分担する。
 4. 書記 2名 学校職員をあて、全ての会の活動を記録し、通知を発送する。
 5. 会計 1名 学校職員をあて、会計事務をする。
 6. 各部部長 各1名 第7条の事業を計画し、推進する。
 7. 各部副部長 各2名 第7条の事業を計画し、推進する。
 8. 部委員 若干名 第7条の事業を計画し、推進する。
 9. 学年代表委員 各学年若干名 学年を代表して協議する。
 10. 学級委員 各学級5名 学級を代表して協議する。
 11. 会計監査委員 2名 定時及び随時、会計監査をする。
- 第6条 役員は、次の方法で選出し、任期は1ヶ年とする。ただし、再任は妨げない。
1. 会長・母親代表・副会長・会計監査は、選考委員会（各小学校区から2名選出）が推薦し、総会で承認を求める。
 2. 書記・会計は、会長が委嘱する。
 3. 部長・副部長は、学級委員の中から選出する。
 4. 学級委員は、投票によって選出された上位者5名が務める。任期は1ヶ年とし、翌年は選出しない。
 5. 学年代表委員は、当該学年の学級委員の中から選出する。
 6. 部委員は、学級委員をもってあてる。
 7. 学校職員は、書記・会計以外の役員とはならない。
 8. 育友会役員は、会員から選出する。
- 第7条 本会に次の部を置き、事業を分担する。
1. 広報部 生徒と会員相互の情報交換及び育友会活動の啓発を行う。
 2. 厚生同和部 生徒と会員の福祉の増進に協力する。
また、同和教育についての会員の研修と学校での同和教育の推進に協力する。
 3. 体育文化部 会員相互の体力向上と教養を高めるとともに、生徒の体育活動の振興に協力する。
 4. 生活指導部 生徒の校外生活の向上と進路について理解を深めるよう協力する。
- 第8条 本会は、次の会議をもつ。
1. 総 会 毎年1回、年度始めに開き、役員改選・活動計画等重要事項を審議する。ただし、必要ある時は随時開くことができる。会は委任状を含め会員の3分の1以上の出席をもって成立するものとする。
 2. 役員会 会長・副会長・会計監査で構成し、必要に応じて開く。
 3. 運営委員会 会長・副会長・各部長・各副部長で、各学年代表委員の代表（3名）・会計監査及び学校職員若干名で構成し、育友会活動の総合的企画とその推進をはかるとともに、各部の連絡調整にあたる。
 4. 学級委員会 当該学級または学年毎に集会し、必要事項を協議する。
 5. 学年代表委員会 随時開き、必要事項を協議する。
 6. 部 会 随時開き、当該部の行事運営について立案協議する。
- 第9条 本会の経費は、会費・寄付金その他の収入をもってあてる。ただし、学校職員は会費を免除する。
- 第10条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
- 第11条 本会に、会長が必要と認めた時は、特別の部を置くことができる。
- 第12条 本会則の変更は、総会の決議によらなければならない。
- 第13条 本会に顧問を置くことができる。

- 【附 則】 本会則は、昭和61年4月25日より施行する。
昭和62年4月24日一部改正、即日より施行する。
平成5年4月30日一部附則、即日より施行する。
平成6年4月28日一部附則、即日より施行する。
平成8年4月26日一部改正、附則、即日より施行する。
平成16年4月23日一部改正、附則、即日より施行する。
平成19年4月25日一部改正、附則、即日より施行する。
平成25年4月23日一部改正、附則、即日より施行する。
平成26年4月23日一部改正、附則、即日より施行する。